

行政手続法の施行状況に関する調査結果

－ 国の行政機関 －

平成 29 年 3 月
総 務 省

第1 調査の目的・調査対象機関等

1 調査の目的、時点

本調査は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の施行状況として、審査基準・標準処理期間・処分基準の設定状況、処分等の求めへの対応状況、意見公募手続等の実施状況等※について、平成 28 年 3 月 31 日現在の状況を調査したものである。

本調査の結果は、今後、行政手続法のより円滑かつ的確な施行に資するよう活用していくものである。

※ 行政手続法の一部改正（平成 27 年 4 月施行）を踏まえ、「行政指導の中止等の求め」や「処分等の求め」への対応状況等の調査項目を、また、平成 27 年 3 月に発出された運用改善通知「行政手続法第六章に定める意見公募手続等の運用の改善について」（平成 27 年 3 月 26 日 総管第 29 号）を踏まえ、意見公募手続等の結果の公示や意見提出の考慮に関する調査項目を追加した。

2 調査対象機関（全府省等）〔別表〕

調査対象とした国の行政機関は、本省等（25 機関）（全調査項目）及び東京都を管轄区域とする地方支分部局の一部（14 機関）（意見公募手続等及び任意の意見募集に関する調査項目を除く。）である。

3 調査項目

（1）申請に対する処分

- ① 審査基準の設定状況、公にしている状況
- ② 標準処理期間の設定状況、公にしている状況

（2）不利益処分

- ① 処分基準の設定状況、公にしている状況
- ② 不利益処分をしようとする場合に執るべきこととされている聴聞・弁明手続の実施状況

（3）行政指導

- ① 行政指導の書面の交付状況
- ② 許認可等に関する権限の根拠等の明示の実施状況
- ③ 行政指導指針の公表状況
- ④ 行政指導の中止等の求めへの対応状況

（4）処分等の求め

処分等の求めへの対応状況等

(5) 意見公募手続等及び任意の意見募集の状況等

- ① 行政手続法に基づく意見公募手続等の状況
- ② 任意の意見募集の状況

(6) 参考

行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況

[注]

- ・審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況は、平成 26 年度及び 27 年度の 2 か年に新設された処分（申請に対する処分及び不利益処分）を調査対象とした。
- ・聴聞・弁明手続、行政指導の書面の交付状況及び行政指導指針の公表状況は、平成 27 年度（1 か年）について調査した。
- ・意見公募手続等及び任意の意見募集の状況等は、平成 27 年度（1 か年）について調査した。
- ・行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況は、平成 21 年から同 27 年までについて調査した。

第2 調査結果

I 申請に対する処分、不利益処分及び行政指導に関する手続

1 申請に対する処分

(1) 審査基準の設定状況

行政庁は、審査基準を定めるものとする。(法第5条第1項)

○ 審査基準

申請により求められた許認可等（行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

○ 処分

行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為

○ 申請

法令に基づき、許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの

行政庁は、許認可等をするかどうかを法令の定めのみによって判断することができる場合は、判断基準が法令の定め尽くされているので、別途、審査基準を定めることを要しない。また、許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる場合にも、審査基準を定めることを要しない。

加えて、処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難な場合には、当面は、審査基準を定めることを要しない。

平成26年度及び27年度の2か年に新設された処分（申請に対する処分）に係る審査基準の設定状況は、表1のとおりで、新設された154種類（本省等及び調査対象地方支分部局（以下単に「地方支分部局」という。）の合計）の処分のうち、審査基準を設定しているものは80種類（52.0%）であり、法令に判断基準が定め尽くされている41種類（26.6%）と合わせると、121種類（78.6%）である。

設定が困難であるとして審査基準を設定していないものは33種類（21.4%）である。

表1 審査基準の設定状況

(単位：種類、%)

	新設された 処分の種類	法令で 規定されている	設定している	設定困難であり 設定していない
本省等	129	37	59	33
地方支分部局	25	4	21	0
合計	154 (100.0)	41 (26.6)	80 (52.0)	33 (21.4)

(注)「法令で規定されている」欄は、法令の規定に判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされており、改めて別途の判断基準を定める必要がないものである。

(2) 審査基準を公にしている状況

行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。(法第5条第3項)

審査基準を設定している80種類の処分は、全て、当該審査基準を公にしており、その方法等は表2のとおりである。

表2 審査基準を公にしている方法等

(単位：種類、%)

	審査基準 を設定し ている処 分の種類	公にしている			公にし てい ない	
		①e-Gov や ホームペ ージに掲載	②情報提供 窓口、申請 先窓口等に 備付け（閲 覧自由）	③申請者等 の求めに応 じて提示		
本省等	59	59	34	0	25	0
地方支 分部局	21	21	19	0	2	0
合計	80 (100.0)	80 (100.0)	53 (66.3)	0 (0.0)	27 (33.7)	0 (0.0)

(3) 標準処理期間の設定状況

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。(法第6条)

平成26年度及び27年度の2か年に新設された処分（申請に対する処分）に係る標準処理期間の設定状況は、表3のとおりで、新設された154種類の処分のうち、標準処理期間を設定しているものは77種類（50.0%）であり、法令に処理期間が定められているもの3種類（2.0%）と合わせると80種類（52.0%）である。

標準処理期間の設定が困難であるなどの理由により設定していないものは74種類（48.0%）であるが、これらについては、設定に当たっての困難が解消され次第設定を検討・予定しているものが、回答を得られた範囲では18種類であり、上述の80種類と合わせると、98種類（63.6%）となる。

表3 標準処理期間の設定状況

(単位：種類、%)

	新設された処分の種類	法令で規定されている	設定している	設定困難等の理由により設定していない			
				① 現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	② 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	③ その他	
本省等	129	1	62	66	18	41	7
地方支分部局	25	2	15	8	0	0	8
合計	154 (100.0)	3 (2.0)	77 (50.0)	74 (48.0)	18 (11.7)	41 (26.6)	15 (9.7)

(注) 「法令で規定されている」欄は、法令の規定において申請に対する処分を行うべき期間が定められており、改めて同期間を定める必要がないものである。

(4) 標準処理期間を公にしている状況

標準処理期間を設定している77種類の処分は、全て、当該標準処理期間を公にしており、その方法等は表4のとおりである。

表4 標準処理期間を公にしている方法等

(単位：種類、%)

	標準処理期間を設定している処分の種類	公にしている			公にしている	
		①e-Gov やホームページに掲載	②情報提供窓口、申請先窓口等に備え付（閲覧自由）	③申請者等の求めに応じて提示		
本省等	62	62	47	0	15	0
地方支分部局	15	15	9	2	4	0
合計	77 (100.0)	77 (100.0)	56 (72.7)	2 (2.6)	19 (24.7)	0 (0.0)

2 不利益処分

(1) 処分基準の設定状況

行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。
(法第12条第1項)

○ 処分基準

不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

○ 不利益処分

行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分

平成26年度及び27年度の2か年に新設された処分（不利益処分）に係る処分基準の設定状況は、表6のとおりで、新設された処分の131種類（本省等及び地方支分部局の合計）の処分のうち、処分基準を設定しているものは48種類（36.6%）であり、法令に判断基準が定められているもの34種類（26.0%）と合わせると82種類（62.6%）である。

処分基準を設定することが困難であるとの理由から設定していないものは、49種類（37.4%）である。

表5 処分基準の設定状況

(単位：種類、%)

	新設された 処分の種類	法令で 規定されている	設定している	設定困難であり 設定していない
本省等	110	32	32	46
地方支分部局	21	2	16	3
合計	131 (100.0)	34 (26.0)	48 (36.6)	49 (37.4)

(注) 「法令で規定されている」欄は、法令の規定において判断基準が言い尽くされており、改めて別途の判断基準の設定が不要なものをいう。

(2) 処分基準を公にしている状況

処分基準を設定している48種類の処分のうち、当該処分基準を公表しているものは43種類(89.6%)、公にすることにより脱法行為を助長するといった理由から公にしないものは5種類(10.4%)であり、公にしている方法等は表6のとおりである。

表6 処分基準を公にしている方法等

(単位：種類、%)

	処分基準を設定している処分の種類	公にしている				公にすることが適当でないため公にしていない
			① e-Gov やホームページに掲載	② 情報提供窓口、申請先窓口等に備付け(閲覧自由)	③ 申請者等の求めに応じて提示	
本省等	32	27	18	0	9	5
地方支分部局	16	16	14	1	1	0
合計	48 (100.0)	43 (89.6)	32 (66.7)	1 (2.1)	10 (20.8)	5 (10.4)

(3) 聴聞・弁明手続の実施状況

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。(法第13条第1項)

行政庁は、①許認可等の取消し、資格又は地位の剥奪等、名宛人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときには、聴聞の手続を執ることとし、②それ以外の不利益処分(例：営業停止処分)をしようとするときには弁明の機会の付与の手続を執ることとされている。

なお、①当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結することができることとされており(法第23条第1項)、また、②弁明の機会の付与についても、弁明書の提出期限までに当事者から

何ら応答がない場合には、弁明の機会を与え終えたことになることと解されている。

平成 27 年度における聴聞・弁明手続の実施状況（聴聞通知件数、弁明の機会の付与の通知件数等）は、表 7 のとおりである。

表 7 聴聞・弁明手続の実施状況 (単位：件、%)

	不利益処分の名宛人に対する通知の件数 (a)	名宛人の聴聞不出頭又は弁明書未提出により手続を終結したものの件数 (b)	不出頭又は未提出による終結の割合 (b/a)
聴 聞	2,899	2,543	87.7
弁 明	1,233	894	72.5
合 計	4,132	3,437	83.2

(注) 本表の件数は、本省等及び地方支分部局における通知件数の合計である。

3 行政指導

(1) 行政指導の書面の交付状況

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。(法第 35 条第 1 項)

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前項の要件に適合する理由 (法第 35 条第 2 項)

行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。(法第 35 条第 3 項)

平成 27 年度における行政手続法第 35 条第 3 項に基づく行政指導の書面の交付状況は、表 8 のとおりである。

表8 行政指導の書面の交付状況

(単位：件)

府省等名	関係法令名	合計件数
内閣府	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	1
金融庁	金融商品取引法	1
総務省	電波法	25
財務省	酒税の保全及び酒類業組合法に関する法律	5
厚生労働省	介護保険法	5
	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	
農林水産省	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	4
経済産業省	アルコール事業法	2
国土交通省	港湾運送事業法	537
	建設業法	
	鉄道事業法	
	道路運送車両法	
	道路運送法	
	タクシー業務適正化特別措置法	
	貨物自動車運送事業法	
合 計		580

(注) 本表の件数は、本省等及び地方支分部局における交付件数の合計である。

(2) 許認可等に関する権限の根拠等の明示の実施状況

<p>行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨の示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</p> <p>一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</p> <p>二 前号の条項に規定する要件</p> <p>三 当該権限の行使が前項の要件に適合する理由（法第35条第2項）</p>
--

平成27年4月に施行された改正後の行政手続法により、行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、行政指導時に許認可等に関する権限の根拠となる法令の条項等を示すことが義務付けられた。

平成27年度における行政指導時の許認可等に関する権限の根拠となる法令の条項等の明示の実施状況は、表9のとおりである。

表9 行政指導時の許認可等の根拠となる法令の条項等の明示

(単位：件、%)

	権限を行使しうる旨を示した件数(a)	根拠となる法令の条項等を示した件数(b)	根拠となる法令の条項等を示した割合(b/a)
本省等	14	14	100.0
地方支分部局	566	566	100.0
合 計	580	580	100.0

(3) 行政指導指針の公表状況

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。(法第 36 条)

○ 行政指導指針
 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

平成 27 年度における行政指導指針の公表状況は、表 10 のとおりである。

表 10 行政指導指針の公表状況 (平成 27 年度) (単位：件)

府 省 等 名	件数	行政指導指針の名称 (関係法令名)
法 務 省	4	債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン(個人情報の保護に関する法律)
		法務省所管事業(債権管理回収業・認証紛争解決事業)分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
		法務省所管事業(公証人・司法書士・土地家屋調査士)分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
		法務省所管事業(更生保護事業)分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
財 務 省	1	指定金融機関の指定及び監督に関する指針(株式会社日本政策金融公庫法(平成 19 年法律第 57 号)、株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成 20 年政令第 143 号))
厚生労働省	18	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件(平成 27 年厚生労働省告示第 393 号)(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 47 条の 4)
		派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件(平成 27 年厚生労働省告示第 394 号)(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 47 条の 4)
		勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示(平成 28 年厚生労働省告示第 49 号)(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 47 条の 4)
		派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件(平成 28 年厚生労働省告示第 77 号)(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 47 条の 4)
		派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件(平成 28 年厚生労働省告示第 78 号)(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

府省等名	件数	行政指導指針の名称（関係法令名）
		派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 47 条の4)
		青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針(青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号))
		青少年雇用対策基本方針(青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号))
		心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条の 10 第7項)
		東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針の一部を改正する指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 70 条の2第1項)
		化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 57 条の3第3項)
		労働安全衛生法第 45 条第3項の規定に基づく車両系建設機械の自主検査指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 45 条第3項)
		事業場における労働者の健康保持増進のための指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 70 条の2第1項)
		健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条の5第2項)
		労働者の心の健康の保持増進のための指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 70 条の2第1項)
		労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施に関する指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条の 10 第7項)
		チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン
		労働安全衛生法第 28 条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 28 条第3項)
		労働者派遣事業業務取扱要領(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号))
農林水産省	4	系統金融機関向けの総合的な監督指針(農業協同組合法、農林中央金庫法)
		系統金融機関向けの総合的な監督指針(農業協同組合法、農林中央金庫法)
		系統金融機関向けの総合的な監督指針(農業協同組合法、農林中央金庫法)
		系統金融機関向けの総合的な監督指針(農業協同組合法、農林中央金庫法)
国土交通省	1	登録運転者等に対する行政処分等の基準について(タクシー業務適正化特別措置法)
合 計		28 件

(注) 1 本表の件数は、本省等及び地方支分部局における公表件数の合計である。

2 農林水産省の4件は、同一件名の行政指導指針を、平成 27 年度中に4回改正したものである。

(4) 行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。（法第36条の2第1項）

平成27年4月に施行された改正後の行政手続法により、法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）において、その相手方は当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときに、当該行政指導をした行政機関に対し、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとされた。

また、行政手続法の一部を改正する法律の施行について（平成26年11月28日総務省令第93号）において、行政指導の中止等の求めの申出を受けた行政庁は、その対応の結果について、申出人に通知するよう努めるべきであるとされた。

平成27年度における行政指導の中止等の求めへの対応状況は、表11のとおりで、行政指導の中止等を求めたものの、当該行政指導の中止等の措置を実施しないこととしたものが1件あった。

表11 行政指導の中止等の求めへの対応状況 (単位：件、%)

	行政指導の中止等件数					
		処理件数				未処理件数
		求められた措置を実施したもの(a)	求められた措置を実施しないこととしたもの(b)	(a)(b)のうち、対応の結果を申出人に通知したもの		
本省等	1	1	0	1	0	0
地方支分部局	0	0	0	0	0	0
合計	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

4 処分等の求め

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。（法第36条の3第1項）

平成 27 年 4 月に施行された改正後の行政手続法により、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとされた。

平成 27 年度における処分等の求めへの対応状況は、表 12 のとおりで、平成 27 年度中に処理された 63 件のうち、当該申出により求められた処分等を実施したものが 26 件（41.3%）、当該申出に対して何ら措置を実施しないこととしたものが 37 件（58.7%）である。

また、行政手続法の一部を改正する法律の施行について（平成 26 年 11 月 28 日 総管管第 93 号）においては、処分等の求めの申出を受けた行政庁等は、当該処分等の相手方となるべき者の正当な利益が損なわれる場合等を除き、申出を受けた対応の結果として、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容などを申出人に通知するよう努めるべきであるとしている。

表 12 のとおり、対応の結果を通知しなかったものは 30 件であったが、これらは、匿名で申出があったもの、通知は不要との意思表示があったもの、処分等の相手方となるべき者の正当な利益が損なわれる場合であったことから、上述の通知（平成 26 年 11 月 28 日 総管管第 93 号）は、遵守されているといえる。

表 12 処分等の求めへの対応状況等

（単位：件、%）

	処分等の求め件数						
		処理件数					未処理 件数
		求められ た処分等 を実施し たもの (a)	求められ た処分等 とは別の 措置を実 施したも の (b)	何ら措置 を実施し ないこと としたも の (c)	(a) (b) (c) のうち、 対応の結 果を申出 人に通知 したもの		
本省等	60	25	3	0	22	4	35
地方支 分部局	85	38	23	0	15	26	47
合 計	145 (100.0)	63 (43.4)	26 (17.9)	0 (0.0)	37 (25.5)	30 (47.6)	82 (56.6)

II 意見公募手続等及び任意の意見募集の状況等

意見公募手続等（行政手続法第 39 条第 1 項に基づき行われた意見公募手続及び同法第 40 条第 2 項に基づき委員会等により行われた意見公募手続に準じた手続。以下同じ。）については、制度のより適正な運用を確保する観点から、平成 27 年 3 月に「行政手続法第六章に定める意見公募手続等の運用の改善について」（平成 27 年 3 月 26 日総管第 29 号総務省行政管理局長通知。以下「運用改善通知」という。）を発出し、結果の公示は原則として命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。以下同じ。）と同日かそれ以前に行うこと、提出意見数に応じて確保すべき意見考慮期間等について定め、その運用改善を図ることとした。

II-1 行政手続法に基づく意見公募手続等の状況

1 意見公募手続等の状況

(1) 意見公募手続等及び命令等の数

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない。（法第 39 条第 1 項）

命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第 1 項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。（法第 40 条第 2 項）

(注) 「同条第 1 項」・・・第 39 条第 1 項

○ 命令等

内閣又は行政機関が定める、①法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。）又は規則、②審査基準、③処分基準、④行政指導指針

○ 法律に基づく命令

法律に基づき定められる政令、府省令、（行政委員会の）規則

○ 命令等制定機関

命令等を定める機関（閣議の決定により命令等が定められる場合にあつては、当該命令等の立案をする各大臣）

意見公募手続等を実施して平成27年度に公布された命令等（平成28年3月31日までに命令等を定めないこととした場合を含む。以下同じ。）の公示件数（以下「平成27年度に実施した意見公募手続等」という。）は、表13のとおり1,030件であり、同手続等を経て、公布された命令等の数は、1,609（政令：167、府省令等：615、告示：457、審査基準：278、処分基準：9、行政指導指針：84）である。

表 13 意見公募手続等及び命令等の数（府省等別）

府省等名	意見公募手続等数	公布を行った命令等の数						合計
		政令	府省令等	告示	審査基準	処分基準	行政指導指針	
内閣官房	2	1	0	0	1	0	0	2
内閣法制局	0	-	-	-	-	-	-	-
人事院	6	0	5	2	0	0	0	7
内閣府	30	9	19	4	1	0	2	35
宮内庁	0	-	-	-	-	-	-	-
公正取引委員会	1	0	1	0	0	0	0	1
国家公安委員会 (警察庁)	9	3	9	2	0	0	1	15
個人情報保護委員会	9	0	4	5	0	0	0	9
金融庁	39	7	60	5	96	0	0	168
消費者庁	13	8	6	1	3	1	1	20
復興庁	2	0	1	0	0	0	1	2
総務省	88	19	51	87	14	0	3	174
公害等調整委員会	1	0	1	0	0	0	0	1
法務省	40	4	26	16	0	0	4	50
外務省	6	0	2	2	1	0	2	7
財務省	25	7	8	6	3	1	6	31
文部科学省	37	6	22	8	17	1	1	55
厚生労働省	280	36	116	138	20	0	29	339
農林水産省	106	14	73	36	5	0	21	149
経済産業省	133	22	89	58	49	4	5	227
国土交通省	135	18	84	66	45	1	5	219
環境省	48	10	26	17	14	1	1	69
原子力規制庁	11	1	6	4	4	0	2	17
防衛省	9	2	6	0	4	0	0	12
会計検査院	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,030	167	615	457	277	9	84	1,609

- (注) 1 総務省、経済産業省及び環境省における「意見公募手続等数」及び「公布を行った命令等の数」のうち、8件（総務省：4件（4省令、3告示）、経済産業省：2件（2処分基準）、環境省：2件（1政令、2省令、2告示））は、意見公募手続に準じた手続を実施したものである。
- 2 「公布を行った命令等の数」が「意見公募手続等数」より多いのは、複数の命令等の案が1回の意見公募手続等の対象とされる場合があるためである。
- 3 意見公募手続後の事情の変更により、命令等の公布を行わなかったものは10件（金融庁2件、総務省1件、厚生労働省4件、農林水産省1件、国土交通省1件、原子力規制庁1件）ある。
- 4 表中の「告示」は、「法律に基づく命令」に含まれる「処分の要件を定める告示」である。

(2) 意見提出期間及び提出意見の状況

第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない。(法第39条第3項)

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。(法第40条第1項)

ア 意見提出期間

平成27年度に実施した意見公募手続等1,030件について、意見提出期間の設定状況は表14のとおりで、意見提出期間として30日以上の日数が確保されていたものは967件(93.9%)である。

命令等の根拠法の公布から施行までが極めて短期間であり、かつ同法の施行に併せて命令等を定める必要があったなどのやむを得ない理由により意見提出期間が30日未満だったものは63件(6.1%)であった。

表14 意見提出期間の状況

(単位：件，%)

	合計	意見提出期間						
		14日以下	15～24日	25～29日	30日	31～34日	35～44日	45日以上
意見公募手続等数	1,030 (100.0)	44 (4.3)	18 (1.7)	1 (0.1)	674 (65.4)	253 (24.6)	37 (3.6)	3 (0.3)
		63 (6.1)			967 (93.9)			

(注) 上記のうち、意見公募手続に準じた手続を実施した案件(8件)は、「30日」が3件、「31日～34日」が4件、「35日～44日」が1件である。

イ 提出意見数

平成27年度に実施した意見公募手続等1,030件のうち、提出意見があったものは735件(71.4%)、提出意見がなかったものは295件(28.6%)であり、提出意見数の内訳は、表15のとおりである。

また、提出意見の総数は15,977であり、意見公募手続等1件当たりの提出意見数は約16である(提出意見のあった意見公募手続等についてみると、1件当たり約22)。

表 15 提出意見数

(単位: 件, %)

	合計	提出意見数						
		なし	1～10	11～20	21～50	51～100	101～500	501～
意見公募手続等数	1,030 (100.0)	295 (28.6)	548 (53.2)	67 (6.5)	67 (6.5)	24 (2.3)	24 (2.3)	5 (0.5)

(3) 提出意見の考慮状況

ア 意見考慮期間

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を十分に考慮しなければならない。(法第 42 条)

① 命令等制定機関は、原則として、意見考慮期間について、少なくとも下記の期間を確保することとし、当該期間よりも短期間で命令等を公布するときは、結果の公示の際に、その理由を明らかにする。

(意見考慮期間)

- ・ 提出意見が 10 件以下の場合 2 日
- ・ 提出意見が 11 件以上 50 件以下の場合 4 日
- ・ 提出意見が 51 件以上 100 件以下の場合 8 日
- ・ 提出意見が 101 件以上の場合 14 日

② 提出意見が多数(100 件以上)に上る案件については、命令等の制定に当たり、提出意見を考慮した結果について、大臣、副大臣又は大臣政務官の確認を得ることとする。

ただし、決裁権者が事務レベルであるものについては、決裁権者の確認を得るとともに、提出意見の内容の重要性等に応じ、大臣等の確認を得ることとする。

(運用改善通知)

運用改善通知の対象となる意見公募手続等(平成 27 年度内に手続を開始し、かつ命令等の公布をした案件(同年度内に命令等を定めなかった場合を含む。以下同じ。))の公示件数は 841 件であり、このうち、提出意見がなかった 240 件を除いた 601 件の意見考慮期間は、表 16 のとおりであり、原則として確保すべきとされている期間が確保された件数は 599 件で、命令等の根拠法の公布から施行までが極めて短期間であり、かつ同法の施行に併せて命令等を定める必要があったとの理由により期間を短縮したものが 2 件であった。

表 16 提出意見数と意見考慮期間

運用改善通知による意見考慮期間		案件数		
1 案件当たりの提出意見件数	確保すべき期間		確保すべき期間以上	確保すべき期間未満
10 件以下	2 日	449	449	0
11 件以上 50 件以下	4 日	108	108	0
51 件以上 100 件以下	8 日	22	22	0
101 件以上	1 4 日	22	20	2
		601	599	2

また、運用改善通知の対象となる意見公募手続（法第 40 条第 2 項に基づき委員会等により行われた意見公募手続に準ずる手続を除いたもの。）833 件のうち、意見提出があった 592 件について、100 件以上の提出意見数があったものは、27 件であった。このうち、25 件については、大臣等への確認を実施しており、2 件については実施していなかったが、これらは、事務次官が決裁権者であること、提出意見が命令等の根拠法の運用に係る手続的又は技術的・専門的なものであったり、命令案の内容修正に係るもの以外のものが多かったことから、運用改善通知上、実施しなくともよいとされている場合に該当するものである。

イ 提出意見の反映状況

平成 27 年度に実施した意見公募手続等 1,030 件のうち、提出意見があったのは 735 件で、このうち提出意見を考慮した結果、命令等の案に反映した箇所があったものは 153 件（20.8%）であった。

(4) 結果の公示状況

ア 命令等の公布から結果の公示までの期間等

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 1 命令等の題名
- 2 命令等の案の公示の日
- 3 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- 4 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由（法第 43 条第 1 項）

命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

（法第 43 条第 2 項）

命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。（法第 43 条第 3 項）

命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした場合には、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。（法第 43 条第 4 項）

結果の公示について、原則として、命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。以下同じ。）と同日又はそれ以前に行うこと、やむを得ない理由により、結果の公示が命令等の公布よりも遅れる場合には、命令等の公布の際に、その理由及び公示日の目途を明らかにすること。

（運用改善通知）

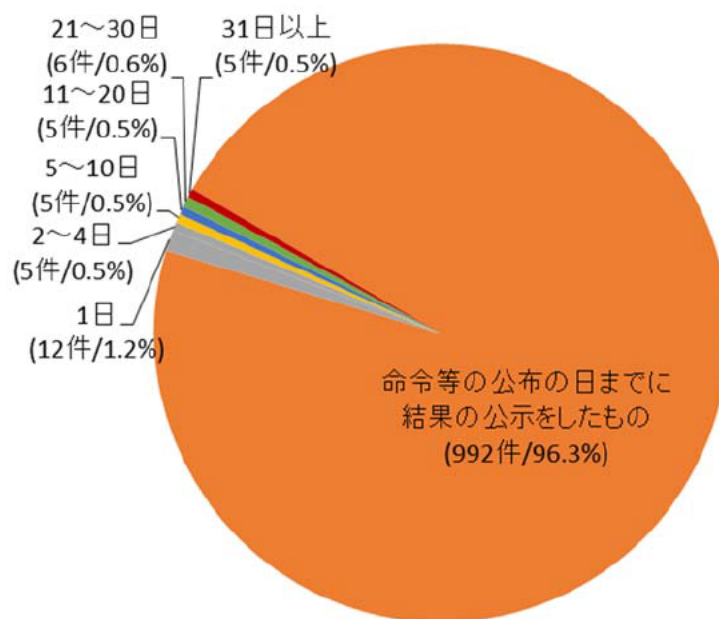
平成 27 年度に実施した意見公募手続等 1,030 件について、命令等の公布から結果の公示（平成 27 年度以降に結果の公示がされたものも含む。）までの期間は、図 1 のとおりであり、命令等の公布の日までに結果の公示をしたもの（図 1 「結果の公示を先に実施」及び「同日」の合計）は 992 件（96.3%）である。

結果の公示が命令等の公布よりも遅れた案件数は 38 件（3.7%）であり、このうち命令等の公布から結果の公示までに 5 日以上要したものは 21 件（2.0%）であった。

これは、平成 25 年度に実施した意見公募手続等では、全 722 件について、公布よりも遅れた案件数が 191 件（26.5%）、このうち 5 日以上要したものが 75 件（10.4%）であったことと比較すると、運用改善通知により、命令等の公布から結果の公示までの期間等の状況が大幅に改善され、公示が速やかに行われるようになったといえる。

なお、5日以上要した理由としては、回答の検討に時間を要したため、事務手続に時間を要したため、意見の整理等に時間を要したため、とするものが多く見られた。

図1 命令等の公布から結果の公示までの期間



(注) 「平成27年度に命令等の公布を行い、同年度中に結果の公示を行った1,030件」のうち、意見公募手続に準じた手続により実施された案件(8件)は、「同日」に6件、「21日～30日」に2件含まれている。

運用改善通知の対象となる意見公募手続等841件のうち、結果の公示が命令等の公布よりも遅れた28件について、理由及び結果の公示日の目途の明示がある案件数は、表17のとおり、6件である。22件は明示がなかったが、その主な理由としては、結果公示の手続に時間を要したこと、担当者に運用改善通知に係る認識不足があったこと、結果公示に係る事務処理を終える目途が明確にできなかったことが挙げられている。

なお、22件のうち、結果の公示が命令等の公布よりも「11日から20日」遅れたものは2件、「21日～30日」遅れたものは3件であった。

表17 結果の公示が命令等の公布よりも遅れた案件及び理由等の明示の状況
(単位：件)

	意見公募手続を実施して公布した命令等	公布の日までに公示	公布よりも遅れて公示	理由及び結果の公示日の目途の明示あり
案件数等	841	813	28	6

イ 提出意見の公示状況

「提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）」の公示は、提出意見を公示することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができることとされているところ、平成 27 年度に実施した意見公募手続等 1,030 件のうち、提出意見があった 735 件について公示状況をみると、「提出された意見（原文）」を公示しているものは 350 件（47.6%）で、「提出された意見を整理・要約したもの」を公示しているものは 363 件（49.4%）であり（双方に該当するものもある）、いずれの公示もしていないものは 2 件であった。

次に、「提出意見を考慮した結果及びその理由」の公示については、提出意見があった 735 件から最終的に命令等を定めなかった 8 件を除いた 727 件のうち、717 件（98.6%）が行っていた。

2 命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施したものの状況

命令等制定機関は、第 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第 1 号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

- 1 命令等の題名及び趣旨
- 2 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由 （法第 43 条第 5 項）

（注）法第 39 条第 4 項各号については、参考資料 1 参照。

（1）命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施した件数及び命令等の数

平成 27 年度に公布された命令等のうち、行政手続法第 39 条第 4 項各号に該当するため、意見公募手続を実施せずに公布を行い、「命令等の題名及び趣旨」及び「意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由」の公示を実施したものは、表 18 のとおり、536 件である。また、公布を行った命令等の数は 632 である。

表 18 行政手続法第 39 条第 4 項各号に該当する命令等数

(単位：件)

府省等名	法第 39 条 第 4 項各号 該当の件数	公布を行った命令等の数						合計
		政令	府省 令等	告示	審査 基準	処分 基準	行政 指導 指針	
内閣官房	3	2	1	0	0	0	0	3
内閣法制局	0	-	-	-	-	-	-	-
人事院	6	0	3	1	2	0	1	7
内閣府	12	3	9	0	0	0	0	12
宮内庁	0	-	-	-	-	-	-	-
公正取引 委員会	2	0	1	0	1	0	0	2
国家公安委員会 (警察庁)	16	3	11	0	2	0	0	16
個人情報保護 委員会	4	0	1	3	0	0	0	4
金融庁	11	1	19	5	6	0	0	31
消費者庁	0	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	1	0	1	0	0	0	0	1
総務省	66	7	40	22	2	0	2	73
公害等調 整委員会	0	-	-	-	-	-	-	-
法務省	17	3	15	1	0	0	0	19
外務省	9	0	9	0	0	0	0	9
財務省	129	30	46	9	17	8	21	131
文部科学省	10	6	3	1	2	0	0	12
厚生労働省	168	36	65	65	2	0	1	169
農林水産省	33	3	10	21	0	0	1	35
経済産業省	20	2	13	37	22	0	0	74
国土交通省	13	5	5	2	2	0	1	15
環境省	2	0	2	0	0	0	0	2
原子力規制庁	1	0	1	1	0	0	0	2
防衛省	13	1	10	2	2	0	0	15
会計検査院	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	536	102	265	170	60	8	27	632

(注) 1 「公布を行った命令等の数」が「法第 39 条第 4 項各号該当の件数」より多いのは、複数の命令等についてまとめて公示を行う場合があるためである。

2 表中の「告示」は、「法律に基づく命令」に含まれる「処分の要件を定める告示」である。

(2) 命令等の題名・趣旨等の公示のみ実施した理由

上記(1)の 536 件について、行政手続法第 39 条第 4 項各号への該当状況をみると、表 19 のとおり、用語の整理や条項の移動など、法令の整合性を確保するために必要となる形式的改廃である第 8 号に該当する案件が 302 件と最も多い。

表 19 行政手続法第 39 条第 4 項各号の該当状況

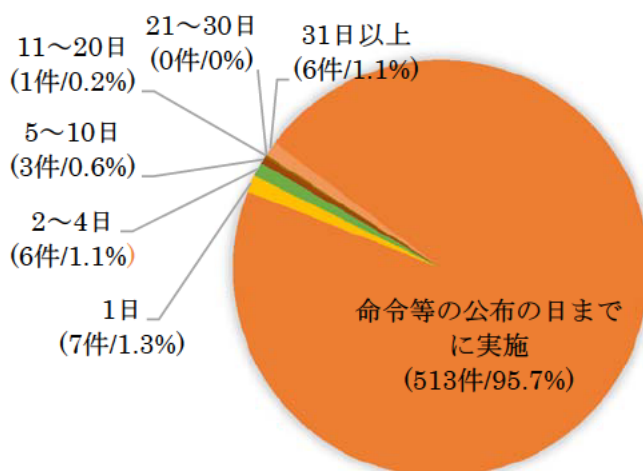
行政手続法第 39 条第 4 項の各号		件数
第 1 号	公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき	46
第 2 号	納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき	141
第 3 号	予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき	58
第 4 号	法律の規定により、委員会等の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき	12
第 5 号	他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき	10
第 6 号	法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき	9
第 7 号	命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき	2
第 8 号	他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき	302

(注) 案件により該当する号が複数ある場合がある。

(3) 命令等の題名・趣旨等の公示までの期間

上記 (1) の 536 件について、命令等の公布から公示までの期間をみると、図 2 のとおりである。

図 2 公布から題名・趣旨等の公示までの期間



なお、上述のとおり、運用改善通知では、行政手続法第 39 条第 4 項各号に該当することにより意見公募手続を実施せずに命令等を定めた場合における命令等の題名及び趣旨等の公示（法第 43 条第 5 項）についても、原則として、命令等の公布と同日又はそれ以前に行うこと、やむを得ない理由により、結果の公示が命令等の公布よりも遅れる場合には、命令等の公布の際に、その理由及び公示日の目途を明らかにすることとされている。

上記（1）の 536 件のうち、結果の公示が命令等の公布よりも遅れた案件数と、そのうち理由及び結果の公示日の目途の明示がある案件数は、表 20 のとおり、9 件である。14 件は明示がなかったが、その主な理由としては、結果公示の手続に時間を要したこと、担当者に運用改善通知に係る認識不足があったことが挙げられている。

なお、14 件のうち、結果の公示が命令等の公布よりも「11 日から 20 日」遅れたものは 1 件、「31 日以上」遅れたものは 6 件であった。

表 20 結果の公示が命令等の公布よりも遅れた案件及び理由等の明示の状況
(単位：件)

	意見公募手続を実施せずに公布した命令等	公布の日までに公示	公布よりも遅れて公示	理由及び結果の公示日の目途の明示あり
案件数等	536	513	23	9

3 行政手続法が適用除外となる命令等の状況

次に掲げる命令等を定める行為については、第 6 章の規定は、適用しない。
(法第 3 条第 2 項、法第 4 条第 4 項)

- (注) 1 行政手続法の第 6 章は、命令等を定めるに当たっての意見公募手続等を規定している。
- 2 「次に掲げる命令等」(法第 3 条第 2 項各号及び法第 4 条第 4 項各号) については、表 21、表 22 のとおり。

平成 27 年度に、①行政手続法第 3 条第 2 項又は②行政手続法第 4 条第 4 項に該当するため、意見公募手続を実施せずに公布された命令等の数は、396 である。内訳は、①に該当するものは 152、②に該当するものは 244 であり、①及び②の各号の該当状況は、それぞれ表 21 及び表 22 のとおりである。

表 21 行政手続法第 3 条第 2 項各号の該当状況 (単位：命令等)

行政手続法第 3 条第 2 項の各号		命令等数
第 1 号	法律の施行期日について定める政令	19
第 2 号	恩赦に関する命令	0
第 3 号	命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則	38
第 4 号	法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則	27
第 5 号	公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等	68
第 6 号	審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの	0

(注) 案件により該当する号が複数ある場合がある。

表 22 行政手続法第 4 条第 4 項各号の該当状況 (単位：命令等)

行政手続法第 4 条第 4 項の各号		命令等数
第 1 号	国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等	121
第 2 号	皇室典範第 26 条の皇統譜について定める命令等	0
第 3 号	公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等	5
第 4 号	国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等	34
第 5 号	会計検査について定める命令等	2
第 6 号	国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法第 2 編第 11 章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等	39
第 7 号	行政手続法第 4 条第 2 項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等	43

(注) 案件により該当する号が複数ある場合がある。

Ⅱ-2 任意の意見募集の状況

1 実施件数

平成 27 年度に、行政手続法において意見公募手続が義務付けられていない事項について、意見公募手続に準じる等の方法により任意に意見募集が行われ、同年度末までに意見募集期間が終了した案件（以下「意見募集案件」という。）は、表 23 のとおり、544 件である。

表 23 任意の意見募集の状況 (単位：件)

府省等名	案 件 数	府省等名	案 件 数
内 閣 官 房	11	法 務 省	9
内 閣 法 制 局	1	外 務 省	3
人 事 院	1	財 務 省	7
内 閣 府	135	文 部 科 学 省	23
宮 内 庁	1	厚 生 労 働 省	72
公正取引委員会	5	農 林 水 産 省	44
警 察 庁	3	経 済 産 業 省	48
個人情報保護委員会	1	国 土 交 通 省	45
金 融 庁	4	環 境 省	56
消 費 者 庁	5	原 子 力 規 制 庁	6
復 興 庁	2	防 衛 省	1
総 務 省	59	会 計 検 査 院	1
公害等調整委員会	1	合 計	544

2 意見募集の状況

(1) 意見募集を行った理由

平成 27 年度に、各府省等が任意で意見募集を行った理由は、表 24 のとおり。

表 24 意見募集を行った理由 (単位：件、%)

意見募集を行った理由	案件数
① 当該政策に係る法律の国会の附帯決議において意見募集を行うこと等とされているため	10 (1.8)
② 当該政策に係る閣議決定で意見募集を行うこと等とされているため	140 (25.7)
③ 審議会や研究会等の運営規則等に基づき、答申等の案について、意見を募集し参考とするため	33 (6.1)
④ 前述の理由に該当しないものの任意で当該政策の立案の検討に資するため	297 (54.6)
⑤ その他	68 (12.5)
意見募集案件総数	544(100.0)

(注) 意見募集を行った理由は、複数に該当するものがある。

(2) 意見募集期間

意見募集期間の設定状況は、表 25 のとおり、意見募集案件 544 件のうち、30 日以上確保されているものは 401 件 (73.7%) である。

表 25 意見募集期間の状況 (単位：件、%)

	合計	意見募集期間						
		14 日以下	15～24 日	25～29 日	30 日	31～34 日	35～44 日	45 日以上
意見募集数	544 (100.0)	62 (11.4)	70 (12.9)	11 (2.0)	283 (52.0)	77 (14.2)	16 (2.9)	25 (4.6)
		143 (26.3)			401 (73.7)			

(3) 意見募集の公表方法

意見募集案件 544 件の公表方法は、表 26 のとおりである。

表 26 意見募集の公表方法 (単位：件、%)

意見募集の公表方法	案件数
e-Gov への掲載	533 (98.0)
各府省ホームページへの掲載	370 (68.0)
窓口配布	317 (58.3)
報道発表	284 (52.2)
その他	3 (0.6)
意見募集案件総数	544 (100.0)

(注) 公表方法は、複数に該当するものがある。

3 提出意見数及び反映状況

(1) 提出意見数

意見募集案件 544 件のうち、提出意見のあるものは 380 件 (69.8%)、提出意見のないものは 164 件 (30.2%) であり、提出意見数の内訳は表 27 のとおりである。

提出された意見の総数は 30,489 であり、意見募集案件 1 件当たりの提出意見数は約 56 である (提出意見のある案件についてみると、1 件当たり約 80)。

表 27 提出意見数 (単位：件、%)

	合計	提出意見数						
		なし	1～10	11～20	21～50	51～100	101～500	501～
意見募集数	544 (100.0)	164 (30.2)	202 (37.1)	50 (9.2)	56 (10.3)	26 (4.8)	35 (6.4)	11 (2.0)

(2) 提出意見の反映状況

提出意見を考慮した結果、当初の案に反映した箇所があったものは189件あり、提出意見のある案件380件の49.7%を占めている。

4 結果の公表状況

(1) 結果の公表を行った案件数及び公表方法

平成27年度の意見募集案件544件のうち、結果の公表を行った案件は515件であり、それらの結果の公表方法は、表28のとおりである。

表28 提出意見の公表方法

(単位：件、%)

提出意見の公表方法	案件数
e-Gov への掲載	376 (73.0)
各府省ホームページへの掲載	359 (69.7)
窓口配布	136 (26.4)
報道発表	119 (23.1)
その他	19 (3.7)
結果公表案件総数	515 (100.0)

(注) 公表方法は、複数に該当するものがある。

(2) 提出意見の公表状況

提出意見の公表状況をみると、平成27年度に結果の公表を行った案件で提出意見のある案件380件のうち、「提出された意見(原文)」を公表したものは149件(39.2%)、「提出された意見を整理・要約したもの」を公表したものは242件(63.7%)である。(複数に該当するものがある。)

また、「提出意見を考慮した結果及びその理由」を公表したものは290件(76.3%)である。

Ⅲ 今後の対応

本調査の結果として、各調査項目については、概ね適切に運用されているものといえる。

しかし、以下の事項については、一部に改善を要するものもみられたことから、今後、各府省への改善通知の発出及び職員への研修を通じて法の趣旨を周知徹底することにより改善を図ることとする。

- 1 審査基準及び処分基準を設定していない処分について、事例の蓄積等により設定が可能となり次第設定するとともに、設定している処分については、その内容が、随時できる限り具体的なものであるよう努める。
- 2 標準処理期間を設定していない処分については、随時、設定の可否について検討し、可能なものについては設定する。
- 3 意見募集手続の結果等の公示について、公示が命令等の公布よりも遅れる場合に行うべき「遅れる理由及び公示の目途の明示」が担当職員の認識不足等により行われていないものが散見されたことから、職員に対する運用改善通知の内容の周知を図るとともに、当該明示を徹底する。

Ⅳ 参考（行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況）

行政機関による法令適用事前確認手続^(注1)は、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかの予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に書面で当該法令を所管する各府省に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表するものである。

今回、本手続についても、実施状況をフォローアップしたところ、各府省が、平成 21 年度から同 27 年度までに手続の対象として民間企業等から照会を受けた件数は、手続を導入している 14 府省^(注2)のうち 12 府省で計 91 件（公正取引委員会 2 件、国家公安委員会（警察庁）1 件、金融庁 25 件、消費者庁 3 件、総務省 2 件、法務省 9 件、文部科学省 1 件、厚生労働省 5 件、農林水産省 1 件、経済産業省 18 件、国土交通省 23 件及び環境省 1 件）であり、回答を行った案件は、12 府省で計 89 件である。

（注 1）「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定）

（注 2）内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、個人情報保護委員会、復興庁及び防衛省は、手続の対象とすべき所管法令がないとして、手続を導入していない。

別表 調査対象機関一覧

本省等	地方支分部局
内閣官房	—
内閣法制局	—
人事院	—
内閣府	—
宮内庁	—
公正取引委員会	—
国家公安委員会（警察庁）	—
個人情報保護委員会	
金融庁	関東財務局（※金融庁所管関係に限る）
消費者庁	—
復興庁	—
総務省	関東総合通信局
公害等調整委員会	—
法務省	東京法務局
外務省	—
財務省	関東財務局[再掲]（※金融庁所管関係を除く） 東京税関 東京国税局
文部科学省	—
厚生労働省	関東信越厚生局 東京労働局
農林水産省	関東農政局
経済産業省	関東経済産業局 関東東北産業保安監督部
国土交通省	関東地方整備局 関東運輸局 第三管区海上保安本部
環境省	—
原子力規制庁	
防衛省	北関東防衛局
会計検査院	—
25 機関	14 機関

(注) 1 調査対象とした地方支分部局は、各ブロック機関及び都道府県単位機関のうち、東京都を管轄区域とする機関の一部である。

2 本調査における「Ⅱ 意見公募手続等及び任意の意見募集の状況等」の調査対象は本省等 25 機関である。